

第3次府中市空家等対策計画(仮称) 策定の目的及び改定のポイント

計画改定の背景及び目的

- 空家等対策計画は、各市町村の区域内で必要となる空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家法」という。）第7条第2項に掲げる事項を、国土交通省の示す「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」に即して定めるものである。
- 本市では、市民の生活環境の保全や空き家問題についての考え方を明確にし、空家等対策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成30年度を初年度とする「府中市空家等対策計画」及び令和4年度を初年度とする「第2次府中市空家等対策計画」を策定し、空家等対策の基本方針の制定や実施体制の確立、特定空家等の認定など、空家等対策の推進を図ってきた。
- 令和7年度をもって第2次計画が終了することから、府中市空家等対策協議会において協議を重ねて計画内容の見直しを図り、これまでの計画における施策に加え、本市が抱える空家等に関する課題等を分析し、より効果的な対策を組み込んだ「第3次府中市空家等対策計画（仮称）」を策定する。

計画改定のポイント

- 今回の計画改定にあたっては、令和5年12月に改正された空家法への対応に加えて、令和3年4月に改正された「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」への対応が必要であり、新たに創設された制度等（「管理不全空家等」への対処、新設された財産管理人制度の活用等）への対応が主要な論点となる。
- より効果的な空家等対策計画策定に向けて、①単身高齢者世帯の持ち家といった「空き家予備軍」の把握、②地域別の高齢者率と戸建住宅率の分布に基づいた将来の空家等の発生予測、③令和4年度に実施した全戸調査及び令和4年度の全戸調査以降の追跡調査の結果の整理・分析を行い、本市の空家等の実態に即した施策の検討及び目標の設定を行う。
- 施策の検討においては、第1次計画及び第2次計画期間内の取組状況を振り返り、本市の空家等対策の課題を明らかにした上で、その課題を解決するための効果的な新たな施策を検討する。